

名古屋市次期総合計画有識者懇談会開催要項

(目的)

第1条 平成31年度から平成35年度までを計画期間とする名古屋市次期総合計画の策定にあたり、学識経験者等から専門的知見を踏まえた意見を聴取するため、「名古屋市次期総合計画有識者懇談会（以下「懇談会」という。）」を開催する。

(役割)

第2条 懇談会では、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 現在及び将来に向けての名古屋市政の課題に関すること
- (2) 今後名古屋市が取り組むべき施策の基本的な方向性に関すること
- (3) その他、名古屋市次期総合計画の策定に関すること

(委員)

第3条 懇談会は、第2条各号に掲げる事項に関して専門的知見を有する者のうちから総務局長が指名する委員により構成する。

2 委員の任期は、委嘱の日から名古屋市次期総合計画の策定の日までとする。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、座長は委員のうちから総務局長が指名する。

2 座長は、懇談会の議事を進行する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、総務局長が招集する。

- 2 懇談会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、第三者の権利や利益、公共の利益を害するおそれがあるなど公開に支障があると名古屋市が判断した場合には、会議を非公開とすることができる。
- 3 懇談会の会議の傍聴に係る手続及び傍聴する者が遵守すべき事項については、別に定めるものとする。

(謝金及び旅費)

第6条 委員の謝金は、懇談会の会議出席1回につき12,600円とする。

2 委員の旅費は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を適用して算出した額とする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務局企画部企画課において処理する。

(その他)

第8条 これに定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この定めは、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。